

明和西小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定
平成31年3月31日改訂

1 いじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものを言う。(いじめ防止対策推進法2条)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは人権侵害であり、絶対許されない行為であること。加えて、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「おたがいを認め合い、みんなの笑顔が輝く学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの基本認識の実現に向け、教職員が「いじめは決して許されない」という姿勢を児童に示し、児童をいじめに向かわせることなく心の通い合う人間関係を築ける社会性を育む(人権尊重の精神に基づく)教育活動を展開し、いじめを許容しない雰囲気醸成する。

- ①望ましい人間関係、互いのよさを認め合う環境づくりをする。
 - ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守る規範意識の醸成に努める。
- ②道徳、特別活動を通して規範意識、命の大切さの学習をする。
 - ・学校や学級、公共のルールを守る規範意識、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在である命の大切さを道徳の時間や学級活動を通して育む。
 - ・全校で人権週間を設定し人権に関する集中学習を行い、偏見や差別をなくし人権尊重の精神を育む。(12月)
- ③わかる授業を推進し、規律ある学習態度を身につける。
 - ・毎日の授業を大切に分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。またチャイム着席、学習用具の準備、規律ある学習態度等を指導し、自らすすんで取り組む雰囲気を醸成する。
- ④いじめ問題に児童自ら活動できる集団を形成する。
 - ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう児童会委員会を中心とした「いじめ撲滅スローガン」等の集会活動、いじめ防止標語やポスターの作成等を行い、児童の自己有用感を高め、いじめの芽を見逃さない校内の雰囲気を醸成する。
- ⑤異学年交流活動の場を通して、人との関わり方や集団での役割や協力のしかたを学習する。
 - ・たてわり集会やたてわり清掃の活動を通して「学び」「思いやり」「向上心」を育み、社会性や人間関係づくりへのより良いあり方を学ぶ場として支援する。
- ⑥教職員自身の言動を振り返り、児童の率先模範となる言動を示す。
 - ・自己の人権感覚を磨き、児童・保護者等への言動に細心の注意をはらうとともに、教師としての自覚のもと自らの言動に責任をもつ。
- ⑦日常の学校生活での危機管理意識を保ち、定期的に取り組みの診断・改善・充実を図る。
 - ・日常の児童観察に心を配り、問題を一人で抱え込まないで管理職への報告や、学年や同僚への協力を求める意識をもち、定期的に取り組みの診断・改善・充実を図る。
- ⑧スクールカウンセラー等との連携を図り、組織的に対応する。
 - ・気になる児童の様子について「気になる児童連絡票」を通して、職員全体で情報共有すると共に、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図り、問題の解決にあたる。
- ⑨いじめに関する研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底
 - ・児童や保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、いじめ相談体制を整備し、学校だより、生徒指導だより等で周知する。また、いじめ防止等に関する研修を実施し、教職員の資質向上に努める。
- ⑩地域や関係機関との定期的情報交換
 - ・学校ホームページ、学校だより等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的にPTA行事や地域行事等に参加することにより地域や関係機関との連携を深め、情報交換に努める。

3 いじめに対する措置

全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの「早期発見」「早期解決」をするための手立てを講じる。

(1) いじめの早期発見に向けての取組

- ① 児童一人一人の小さな変化を見取る視点として、日常的に例えば次のことに留意して児童の言動を観察する。
 - ア 隣の子ともとさりげなく机を離そうとしていないか。
 - イ 授業中などに故意にはやし立てるようなことがないか。
 - ウ なかまはずれや仕事の不自然な集中がないか。
 - エ 馬鹿にするような呼び方をされていないか。
 - オ 物が隠されたり壊されたりしていないか。
 - カ 一人でポツンとしている子はいないか。
 - キ 給食の配膳の時、不自然な配られ方が行われていないか。
- ② 「学校生活アンケート」を毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童に対しては教師が積極的に働きかけて面接や相談を行い、児童の不安を共有し安心感をもたせるようにする。
- ③ 解決すべき問題を把握した場合には、関係学年職員、生徒指導主任、スクールカウンセラー等と連携し、大勢の目で当該児童を見守ったり、具体的な方策を話し合ったりして迅速に問題の初期対応を行う。

(2) いじめの早期解決に向けての取組

- ① いじめが発生した場合には、早期解決のために全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

【いじめの事実関係の正確な把握に努める】

- ◇ 誰が誰に対してのいじめか。(個人、集団)
- ◇ どのようないじめか。(内容)
- ◇ きっかけは何か。(原因、動機、背景)
- ◇ いつごろから、どのくらい続いた(ている)のか。(期間)

- ア 管理職…報告・連絡・相談を受けたなら適切な指導や方策を講じる。必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を緊急開催する。
 - イ 学級担任…事実把握とその解決のために校長や他の職員に報告・連絡・相談を行いながら、該当児童や保護者への指導にあたる。
 - ウ 生徒指導主任…学級担任を支え、解決策を提案し、校内体制をまとめる。
 - エ 養護教諭やS C…担任や管理職、各主任と情報交換を十分に行い教育相談的手法をもって該当児童に対応する。
- ② いじめが発生した場合の児童・保護者に対して、迅速かつ真摯に対応する。
 - ア いじめられた子への指導
 - ・ 仕返しなどの不安感を和らげ、心情の共感的理解に努め、安全を確保する。
 - イ いじめた子への指導
 - ・ 自分の行為がどれほど相手に苦しみや痛みを与えているかを具体的に気付かせ、健全な人間関係を育むことができるよう内面に迫る指導をする。
 - ウ 被害児童の保護者への対応
 - ・ 保護者の立場にたって、受容と共感の態度で真摯に対応する。学校の誠意が伝わるように指導方針を説明し、理解を求める。
 - エ 加害児童の保護者への対応
 - ・ いじめの事実を正確に伝え、学校の指導方針について理解を求める。日常での親子関係の在り方を具体的に話し合い、親自身の児童への見方・考え方の変容が図られるよう援助する。
 - オ 全体への指導
 - ・ 傍観者的態度は、いじめに加担したことと同じであることを理解させ、すべての子の問題として話し合いを行い、被害児童の心の痛みを受け止め、正しい行動がとれるよう指導する。
 - ③ 家庭や地域、関係機関と連携して問題の解決に取り組む。
 - ア 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が大切であることを学校便り、PTA総会、入学説明会、PTA実行委員会、学校評議委員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

イ 問題が発生した場合、家庭との連携を緊密に行い、問題の情報を伝えるとともに家庭での様子や友達関係についての情報を交換し、指導にあたる。決して学校内だけで問題解決をせず家庭の理解と協力を得る。

④ ネット上のいじめへの対応

ア ネット上のトラブルを防止する上で情報モラル教育の充実に努め、インターネット・携帯電話・スマートフォン等の使用については保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。

イ 問題が発生した場合は、上記①～③を原則として指導・対応する。

ウ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために関係機関と連携をとり、すみやかに削除する措置をとる。

⑤ いじめ認知後の対応

ア 月末の生徒指導連絡票に認知されたいじめについて記入し、生徒指導主任へ報告する。その後、個別の状況を総合的に判断し、月例報告を行うかどうか決定する。

イ 認知されたいじめについては、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが解消している状態とは、

・ いじめに係わる行為が止んでいること（被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続している。）

・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記2点を満たした上で、解消かどうかを判断する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ問題への対応は、学校として組織的に行うために、校長を中心とした全教職員の一致協力体制を確立する。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応について、全ての教職員で共通理解を図る。

① 「児童支援委員会」

月1回、管理職、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、教務主任、各学年代表、養護教諭で定例会議を開催する。問題事例の確認、問題傾向を有する児童や支援を要する児童の現状や指導について情報交換をし、共通行動を図る。話し合われた内容は、口頭又は文書で全職員に回覧し共通理解を図る。

② 「いじめ防止対策委員会」

○ いじめ防止等に関する措置を迅速に行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会のメンバーは、管理職、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談主任（養護教諭）、（学年主任）とする。委員会は校長の判断のもと、必要に応じて開催する。

○ 委員会の役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

○ いじめの相談があった場合は、担任等はただちに校長へ概略を報告する。必要がある場合には、報告から24時間以内に委員会を開催する。当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。

5 関係機関との連携

○ いじめの事実を確認した場合は、明和町教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされている疑い、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てなどの重大事案の対応については、報告から24時間以内に「いじめ防止対策委員会」を開き、方針を決定し解決の活動を始める。

6 学校評価等の実施

○ 学校評価アンケート（年2回）、学校生活アンケート（毎月）、QU検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート／年2回）等で、いじめ問題の取組、児童の人間関係について自己評価・実態調査を行い、結果を指導に生かす。

7 いじめ防止にかかわる児童主体の取組

○ 児童会委員会を中心に、児童主体の取組を行う。

※別紙資料1参照